

かいじ号

5月は消費者月間です!

今年度のテーマは、**知恵と勇気で、消費者被害を防ごう**です。

消費者月間は、消費者の利益を保護するための法律「消費者保護基本法(現消費者基本法)」の制定20周年を記念して昭和63年に定められました。

近年、消費者を取り巻く社会環境は大きく変化し、多様化・複雑化する中、平成16年6月に「消費者保護基本法」が36年ぶりに改正され、名称も「消費者基本法」に変更されました。

「消費者基本法」では、消費者の権利が明記されただけでなく、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動できるように、消費者の「自立」を支援することが規定されました。

消費者自身も、この消費者月間を契機に、消費生活に関わるトラブルを未然に防ぐ知恵を身につけるとともに、納得できないことは勇気を持って断る「賢い消費者」となり、消費者被害を防ぐことが大切です。

イベント情報

	消費生活情報展	消費者フェスティバル
開催日時(期間)	5月1日(月)～5月31日(水) 午前8時30分～午後9時	5月21日(日) (午後1時30分～)
会場	県民情報プラザ (甲府市丸の内1-8-5)	男女共同参画推進センター(ぴゅあ総合) (甲府市朝気1-2-2)
内容	「賢い消費者」になるための パネル展示	講演会(講師:村千鶴子 弁護士)、消費者 問題に関するワークショップ、青空市場
問い合わせ先	県民生活センター (055-223-1571)	県庁県民生活課 (055-223-1352)



やまなし食の安全・安心の取組



山梨県では、安全な食品の確保・安心できる食生活の実現を目指して、平成15年9月に「やまなし食の安全・安心基本方針」を策定しました。そしてこの方針に則り、総合的、計画的な取り組みを推進していくため、平成16年3月に「やまなし食の安全・安心行動計画」を策定しました。

この行動計画は、平成16年4月から平成19年3月までの3年間に行う取り組みについて示したものです。ここでは3つの推進方向 - ①生産から消費に至る食品の安全性の確保 ②食品に関する正確な情報の提供 ③消費者・生産者・事業者の相互理解、信頼関係の確立 - に沿って様々な取り組みを実施することとしています。

今回は、食の安全・食育推進室で実施している事業のいくつかを紹介いたします。



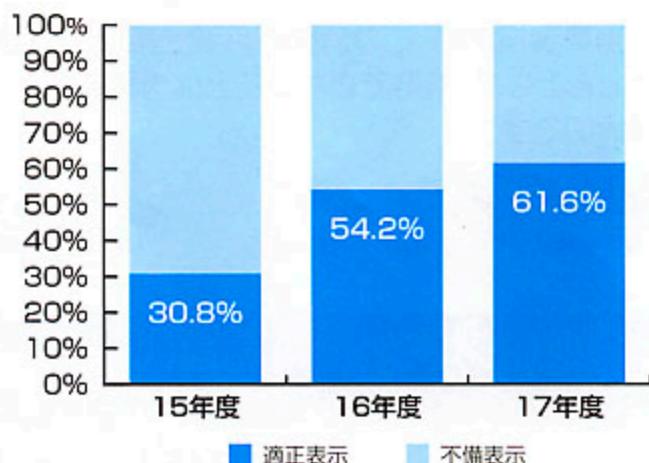
食品表示ウォッチャー

適正な食品表示の徹底

食品の表示は消費者が食品を選択するうえで極めて重要な情報です。適正な食品表示の徹底を図るため、消費者（県民）を食品表示ウォッチャーに委嘱し、日常の買い物などを通じて食品表示のモニタリングをしています。食品表示ウォッチャーはモニタリング結果を県に報告し、県の職員が不適正な食品表示のあった食品販売店の指導を行っています。

食品表示ウォッチャーの報告による食品の適正表示の割合は、毎年度、増加しています。平成18年度は122名の食品表示ウォッチャーを委嘱し、県民参加による食品表示の監視を実施します。

	人数	報告数	適正表示数	適正表示の割合
17年度	128人	4,503件	2,776件	61.6%
16年度	140人	6,093件	3,304件	54.2%
15年度	140人	3,843件	1,183件	30.8%



- 人数 … 食品表示ウォッチャー数
- 報告数 … 表示状況の報告数
- 適正表示数 … 適正表示の報告数
- 適正表示の割合 … (適正表示数) ÷ (報告数) × 100

食品表示合同調査

適正な食品表示の徹底

食品表示ウォッチャーによる食品表示監視以外にも、食品表示の監視指導を強化するため、景品表示法、食品衛生法、JAS法の所管部署による合同調査を実施しています。食品販売店の活動区域により広域調査と地域調査に分けて実施しています。

広域調査における食品適正表示実施率は、17年度は52.7%(H15:20.9%、H16:40.4%)であり、改善が見られます。なお、行動計画の目標は18年度60%、創・甲斐プランの指標は20年度(中間目標)80%、25年度(最終目標)100%であり、順調に進捗しています。

不適正な表示があった食品販売店には、各法令に基づき関係部署から指導の徹底を図ります。今後も引き続き合同調査を実施し、指導啓発を行い、表示の適正化を推進します。

多種多様な食品の流通、食に関する様々な問題など、食品に関する情報は増加しています。このような状況において、消費者が安全な食品を選択し、安心して食生活を営むためには、これらの情報を正確に受け取り、それを食生活に反映していくことが重要です。そこでイベントや研修会、マスメディアの活用、啓発資料などの提供を通じて、食の安全・安心についての知識と理解を深める機会を確保することとしています。本誌「生活情報誌 かいじ号」も同様の目的で年6回発行し、市町村などを通じて情報提供しています。

県ホームページ (<http://www.pref.yamanashi.jp/>) でバックナンバーをご覧いただけます。

62号	5月号	農業適正使用	68号	5月号	食品表示（加工食品編）
63号	7月号	食中毒	69号	7月号	ノロウイルスによる食中毒
64号	9月号	地産地消	70号	9月号	甲斐のこだわり環境農産物認証制度
65号	11月号	牛肉のトレーサビリティシステム、牛乳の種類	71号	11月号	畜産飼料の安全性確保
66号	1月号	ごはんの豆知識	72号	1月号	お米の表示
67号	3月号	食品表示（生鮮食品編）	73号	3月号	環境保全型農業

食品安全110番

食品の安全性に関する相談の受付・苦情への対応

多種多様な食品が氾濫する現在、食品に関する様々な疑問や相談に迅速に答え、消費者の不安や不信を解消していくことが重要です。消費者が相談しやすいように、食の安全・安心についての総合窓口として「食品安全110番」を設置しています。これまでの相談状況は次のとおりです。

相談件数	17年度・・・83件	16年度・・・86件	15年度・・・60件
相談内容	①食品の安全性	②食品表示	③表示違反に関する情報提供 など

食品に関する疑問などありましたら、お気軽にお電話ください。

☎055-223-1638 受付日時 平日午前8:30～午後5:00

ご存じですか？ 食品表示

JAS法では、生鮮食品の表示事項として「名称」と「原産地」の表示を義務付けています。生鮮食品は、農産物・畜産物・水産物に分類されますが、それぞれの原産地の表示方法が異なります。「輸入品」はいずれも「原産国名」ですが、「国産品」は次のとおりです。

- 農産物** 都道府県名（市町村名その他一般に知られている地名も可）
- 畜産物** 国産（都道府県・市町村名その他一般に知られている地名も可）
- 水産物** 漁獲した水域名、養殖した都道府県名（水揚げ港・港の属する都道府県名も可）



これは、「農産物」はその土地で収穫されること、「畜産物」は生まれた場所・飼養された場所・と畜された場所がそれぞれ異なること、「水産物」は特定の水域で漁獲されるなど、その生産の実態が異なるからです。

食の安全・食育推進室になりました

食品安全推進室は、平成18年4月1日から食の安全・食育推進室となりました。従来からの食の安全・安心に加え、食育を総合的・計画的に推進していきます。平成18年度においては、食育推進計画を策定するとともに、食育推進シンポジウムを開催することとしています。

消費生活のトラブルを未然に防ぐために



暮らしの計画をしっかり立てる

生活に本当に必要なものか、必要なサービスなのかよく考える。



品質、表示などを確かめる

パンフレットなどに記載されている効果や報酬が実際に得られるのかよく確かめる。
販売価格等に相当する価値のある商品、サービスかよく確かめる。



個人情報を安易に提供しない

利用目的を必ず確認し、個人情報の提供に見合うだけのメリットがあるかよく検討する。



いらないものはきっぱり断る

いらないものは、勇気を出して「いりません」ときっぱり断る。

契約は急がず慎重に行う

契約書や申込書などはよく読む。
その場ですぐ契約せず、家族や友人と相談する。
契約した際は、契約書や領収書などの関係書類を証拠として保管する。



新しい情報、正しい知識を習得する

悪質商法の手口などの情報を収集し、身に覚えのない請求等には応じない。
クーリングオフ制度や消費者契約法など、暮らしに役立つ知識を身につける。
県民生活センターなど、困ったときの相談先を確認しておく。



山梨県消費生活センターが生まれ変わりました!

平成18年4月1日から県民生活に関する様々なトラブルに一元的に対応し、相談者の利便性の向上と業務内容の一層の充実を図るため、山梨県消費生活センターは山梨県県民相談センターと統合され、山梨県県民生活センターとして生まれ変わりました。

場	所	県民生活センター	甲府市丸の内一丁目8-5	県民情報プラザ2階
		地方相談室	都留市田原三丁目3-3	南都留合同庁舎1階
相談時間			平日の8時30分~12時及び13時~17時	
相談電話		県民生活センター	055-235-8455 (消費生活相談)	
			055-223-1366 (法律相談・行政相談など)	
		地方相談室	0554-45-5038・0554-45-7843	

※今までの消費生活センター、同地方相談室は場所が変わっています。
また、地方相談室は電話番号も変わりました。